

テニスコート予約方法基準（案）

市内公共テニスコートは、市関係条例及び規則に基づき、いばらき公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）で利用の予約管理を行っています。

平等・公平な利用を推進するため、「いばらき公共施設予約システムの利用に関する規則」に基づき下記のとおり基準を定めます。

記

1 対象施設	ひたちなか市総合運動公園	テニスコート	1	1面	
	ひたちなか市那珂湊運動公園	テニスコート	6	面	
	石川運動ひろば	テニスコート	2	面	
	津田運動ひろば	テニスコート	4	面	計23面

2 内容

① 大会等について

ア 管理者が認める大会等

- ・ 年間調整により、予約した大会等
- ・ 市主催行事
- ・ 公社主催事業

イ 予備日の予約の対象は、下記の大会とします。

- ・ 公式県大会以上の大会
- ・ 公式市内大会（市長杯、中学校連盟主催）
- ・ 上位大会がある競技団体主催大会

ウ 下記のテニス大会は、優先予約を行いません。

- ・ 交流大会
- ・ 練習試合

② 定期活動について（市協議）

ア 市内テニスコートでの定期活動は、下記の団体が推薦する活動とします。

- ・ 市テニス連盟（勝田テニスクラブ）
- ・ 市ソフトテニス連盟（勝田ソフトテニスクラブ）

イ 活動日程は、施設管理者と協議します。

③ 抽選について

ア 市都市公園設置及び管理条例及び同施行規則第4条第5項に基づき、施設予約の「抽選」を実施します。

また、運動ひろばテニスコートについても、上記の規定を準用します。

イ 抽選対象施設

ひたちなか市総合運動公園	テニスコート	11面	
ひたちなか市那珂湊運動公園	テニスコート	6面	
石川運動ひろば	テニスコート	2面	
津田運動ひろば	テニスコート	4面	計23面

ウ 抽選申請は、予約システムで行います。

抽選予約申請は以下の日程で行います。

- ・ 抽選対象 利用日の2か月前 月初～月末（例：4月利用は2月抽選）
- ・ 抽選申請期間 利用日の2か月前 5日～11日（7日間）
- ・ 抽選日 利用日の2か月前 12日
- ・ 当選申請期間 利用日の2か月前 13日～19日（7日間）

期間内に抽選当選者は、使用確定申請を行って下さい。

期間内に使用確定申請を行わない場合、当選が取消されます。

エ 抽選参加対象 利用者登録の住所が市内の方

④ 一般申請について

- ・ 抽選後の利用申請は、従来通り利用日の1か月前です。
- ・ 月末日利用申請は、前月の末日になります。
（例：5月31日の使用は、4月30日申込）
- ・ 一般申請解禁時間（予約開始時間）は、午前6時です。

⑤ 予約システム「利用者登録」について

ア 施設を利用する申請者は、下記の窓口で「いばらき公共施設予約案内システム」の利用者登録を行って下さい。

窓口 総合運動公園 総合体育館 1階
 那珂湊運動公園 管理棟
 松戸体育館
 那珂湊体育館

（名簿提出がない場合）

イ 施設申請回数（抽選・一般利用）

1IDにつき、使用申請回数は、月10時間以内とする。

ウ 利用者登録の有効期限を3年です。

利用者登録は、有効期限が切れる前に、更新利用登録（再登録）を行って下さい。

* 申請者・代表者の所在・連絡先確認を行います。

必要書類 身分証明書（自動車免許証など本人が確認できるもの）

申請者又は代表者のメールアドレス

（名簿提出がある場合）

イ 施設申請回数（抽選・一般利用）

1 IDにつき、使用申請回数は、月20時間以内とする。

ウ 利用者登録の有効期限を3年です。

利用者登録は、有効期限が切れる前に、更新利用登録(再登録)を行って下さい。

* 申請者・代表者の所在・連絡先確認を行います。

必要書類 身分証明書(自動車免許証など本人が確認できるもの)

申請者又は代表者のメールアドレス

グループ名簿(別紙①)

(以下同文)

エ 重複する利用者登録IDがある場合、内1IDを選択頂き、それ以外のID(利用者登録)を停止します。

オ 登録利用者が、施設利用を2年間行わない場合、利用者登録を一時停止します。

カ 大会主催者及び競技団体責任者は、「利用者登録(団体)」の登録手続きを行って下さい。

* 大会の場合、使用時間数が、制限時間を超過数ため別管理します。

* 名簿の提出は不要です。

⑥ 利用者登録の取消等について

ア 下記の項目に該当した場合は、利用者登録の取消すことができる。

- ・ 施設利用者の利便性の向上又は施設利用の向上を損なう行為
- ・ 利用者登録及び申請内容に虚偽があった場合
- ・ 施設設置管理及び条例の禁止行為を行った場合

イ 下記に項目に該当した場合、抽選申込及び施設予約申請を停止することができる。

- ・ 管理者の指導に従わなかった場合
- ・ 施設利用者の利便性の向上又は施設利用の向上を損なう行為があった場合
- ・ 利用者登録の際、構成員の重複があった場合
- ・ 利用者登録の情報の更新を行わなかった場合
- ・ 当日無断キャンセルを繰り返した場合
- ・ 施設予約の内容に虚偽がある場合

ウ 上記のイに該当した場合、利用者登録の停止期間は、3か月間とする。

⑦ その他

この基準は、令和7年4月1日から適用する。

テニスグループ利用登録者（構成者名簿）

提出日 年 月 日

登録日 年 月 日

システム ID								
---------	--	--	--	--	--	--	--	--

グループ名		連絡先(電話)	
代表者		生年月日 年 月 日生	
住所		メール	
	名前	生年月日	電話
1	同上	同上	同上
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
	登録 施設	確認	登録